

令和5年度
新潟県最低賃金引上げに関する要請書

- 1.新発田市長 (令和5年6月30日受理)
- 2.新潟市長 (令和5年7月10日受理)
- 3.長岡市長 (令和5年7月21日受理)
- 4.柏崎市長 (令和5年7月27日受理)

商 第544号-2

令和5年6月28日

新潟労働局長 様
新潟地方最低賃金審議会 会長 様

新発田市長 二階堂 様

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

日頃から、新発田市政に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のために御尽力されていることにつきまして、心より敬意を表します。
さて、新潟県の最低賃金決定にあたり、下記に御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 平成10年度以降25年連続で減少し続けている新潟県の人口について、令和4年度は2万4215人減であった。令和5年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、人口流出防止のため、働く場所の拡大や、消費者物価上昇分を考慮し、最低限の生活が可能な賃金水準への上積みを図ること。
- 2 新潟県の最低賃金は現在890円だが、全国平均961円と比較し71円の差がある。新潟県内の労働力確保の観点からこれ以上格差が広がらないよう最低賃金を引き上げること。
- 3 最低賃金決定後は、改正金額の周知及び徹底並びに最低賃金法違反の摘発及び再発防止などの監督体制を強化すること。また、最低賃金改定に伴い増加する事業主負担が軽減されるよう中小企業、小規模事業者の生産性向上などのための支援を強化すること。



新雇 暮 第183号の2
令和 5年 7月 7日

新潟地方最低賃金審議会 会長 様

新潟市長 中原 /

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のためにご努力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定にあたり以下にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1. 令和5年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、消費者物価上昇分を考慮すること。
2. 中小企業・小規模事業者の賃金引き上げや生産性向上などのための制度を広く周知すること。

以上



長産立第 42 号
令和 5 年 7 月 21 日

新潟労働局 労働局長
西岡 邦昭 様
新潟地方最低賃金審議会 会長
長谷川 雪子 様

長岡市長 磯田 達伸

新潟県最低賃金引き上げについて（要請）

日頃から長岡市政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
また、貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と、労働者の生活向上のために御尽力をいただき、心から感謝申し上げます。
さて、長岡市の市内企業に対する調査では、過半数を超える企業が令和 4 年度中に賃金の引き上げを実施したとの結果が出た一方、厚生労働省が公表する実質賃金については、前年同月比での減少が長期化しております。その中において、日本労働組合総連合会新潟県連合会から下記の要請を受けましたので、新潟県の最低賃金検討の際は、御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 令和 5 年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、昨今の物価上昇による実質賃金の減少を考慮した上で、最低生活可能な賃金水準への上積みを図ること。
- 2 新潟県の最低賃金は現在 890 円だが、全国平均の 961 円とは 71 円も差がある。また依然として都市部との格差は縮まるどころか、年々広がる傾向にある。新潟県内の労働力確保の観点と新潟県の人口流出に歯止めをかけるために、これ以上格差が広がらないよう、最低賃金を近隣地域と並ぶ水準に引き上げること。
- 3 最低賃金決定後は、改正金額の周知・徹底と、最低賃金法違反摘発・再発防止などの監督体制を強化すること。また、中小企業・小規模事業者の賃金引き上げや生産性向上などのための制度を広く周知すること。

担当：産業立地・人材課 人材・働き方政策室 山岸
電話：0258-39-2228



商 第 337 号
令和5(2023)年7月21日

新潟労働局長 西岡 邦昭 様
新潟地方最低賃金審議会会長 長谷川 雪子 様

柏崎市長 櫻井 雅洋

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のために御努力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定に当たり、下記について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 令和5(2023)年度新潟県最低賃金の改定に当たっては、消費者物価上昇分を考慮した上で、最低生活可能な賃金水準への上積みを図ること。
- 2 新潟県の最低賃金は現在890円だが、全国平均の961円は71円も差がある。また依然として都市部との格差は縮まるどころか、年々広がる傾向にある。新潟県内の労働力確保の観点と新潟県の人口流出に歯止めをかけるために、これ以上格差が広がらないよう、最低賃金を近隣地域と並ぶ水準に引き上げること。
- 3 最低賃金決定後は、改正金額の周知・徹底と、最低賃金法違反摘発・再発防止などの監督体制を強化すること。また、中小企業・小規模事業者の賃金引上げや生産性向上などのための制度を広く周知すること。

